

7-3(項目)

コロナ禍において就労状況が悪化する中、今年3月から障がい者の法定雇用率が引き上げられたことを受け、大阪市が率先してこれを大きく上回る雇用をおこなうとともに、障がい者にとっての働きやすい職場環境への改善や就労意欲の涵養に取り組むよう要望する。

合わせて、就労支援継続事業所についてはコロナ後を見据えて、「障害者優先調達法」に基づく同施設等の受注拡大ならびに発注価格の増額等に、単に前年度を上回るだけでなく、それ以上の目標を掲げて大阪市の「調達方針」として策定するよう要望いたします。また、同法を活用して大阪市本庁や区役所等で視覚障がい者による三療業の実施および大阪市の電話業務に変わる視覚障がい者の職域確保として、大阪市総合コールセンターや水道局お客さまセンター等、大阪市がコールセンター業務を民間業者に委託する際に、視覚障がい者等を雇用することという文言を仕様書に記載していただけるよう要望する。

成年後見制度については、事務手続きの煩雑さや利用料についての様々な意見もあることから、それが改善と広報周知に大阪市として関係機関・団体と連携して努めるよう要望する。

回答 大阪市総合コールセンター(なにわコール)及び区役所代表電話、市役所(本庁舎)代表電話では、区役所・市役所の各担当につなぐ転送業務のほか、市の制度や手続き、イベント情報、施設などの行政情報等に関する案内業務を実施しています。

大阪市総合コールセンターの仕様書における業務において、オペレーターは市民からお問合せいただく多様な情報を聞き取り、端末を利用してFAQ(よくある質問と回答)や、本市ホームページ、本市の指定した刊行物、本市の指定したホームページなどに基づいて、調査し回答する業務を行っております。

このような業務内容で入札により業者決定をしておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。
※(下線部について回答) (担当) 政策企画室 市民情報部 広聴担当 電話:06-6208-7331

7-4(項目)

コロナ禍において就労状況が悪化する中、今年3月から障がい者の法定雇用率が引き上げられたことを受け、大阪市が率先してこれを大きく上回る雇用をおこなうとともに、障がい者にとっての働きやすい職場環境への改善や就労意欲の涵養に取り組むよう要望する。

合わせて、就労支援継続事業所についてはコロナ後を見据えて、「障害者優先調達法」に基づく同施設等の受注拡大ならびに発注価格の増額等に、単に前年度を上回るだけでなく、それ以上の目標を掲げて大阪市の「調達方針」として策定するよう要望いたします。また、同法を活用して大阪市本庁や区役所等で視覚障がい者による三療業の実施および大阪市の電話業務に変わる視覚障がい者の職域確保として、大阪市総合コールセンターや水道局お客さまセンター等、大阪市がコールセンター業務を民間業者に委託する際に、視覚障がい者等を雇用することという文言を仕様書に記載していただけるよう要望する。

成年後見制度については、事務手続きの煩雑さや利用料についての様々な意見もあることから、それが改善と広報周知に大阪市として関係機関・団体と連携して努めるよう要望する。

回答 成年後見制度利用など権利擁護の相談窓口としては、各区役所、各地域包括支援センター、総合相談窓口(ランチ)、各区障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センター(生活支援型)があり、「大阪市地域福祉基本計画」において「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の中核機関としている大阪市成年後見支援センターを中心に、地域で事務手続き等を含む支援等を行っています。

また、後見人等の報酬助成については、令和2年度から市長申立だけでなく、本人及び親族等による申立で後見等が開始された事案にも対象を拡大しました。

引き続き、専門職団体、家庭裁判所等関係機関と連携協力し、平成30年度以降、計画的に整備してきた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を円滑に機能させ、成年後見制度の利用促進や後見人支援等の取組の推進に努めてまいります。

(担当) 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話:06-6208-8086

8.(項目)

今年4月から、すべての民間事業者にも合理的配慮を義務付けた、「大阪府障がい者差別解消条例」が一部改正され施行されていますが、これが市民、事業者および市職員への周知啓発に努めるよう要望する。

また、施行期日は定まっていなかったものの国において「障害者差別解消法改正法」も成立していることから、大阪市としてこの事前周知と広報を図るとともに相談体制の強化、充実を図るよう要望する。

回答 本年4月に「大阪府障がい者差別解消条例」が改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたこととともない、大阪府と連携しながら、周知開発に努めているところでございます。

また、「障害者差別解消法改正法」は本年6月に公布され、公布の日から3年を超えない範囲内とされている施行を見据え、講演会の開催や啓発媒体の作成など、効果的な周知啓発となるよう取り組んでまいります。

相談体制につきましては、大阪市では、各区役所、各区障がい者基幹相談支援センター、地域生活支援センター、人権啓発・相談センターなど58か所の相談窓口を設置しています。また、担当職員に対しては、対応力の向上を図るため具体的な事例を盛り込んだ研修を行っており、引き続き実施していくことにより、相談体制の強化、充実に取り組んでまいります。

今後も、国や大阪府の動向を注視しながら、障がい者差別の解消に向けて取り組んでまいります。
(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8075

大阪市への要望に対する回答がありました。

昨年12月3日に大阪市に対して提出した要望書について、令和4年3月8日に大阪市福祉局長名で回答がありました。項目と回答について、特集号として掲載しています。

これで終わらず、引き続き皆様方とともに要望実現に向けて活動してまいります。

1.(項目)

橋下元市長が私どもの前で名言された、大阪市所有施設の空きスペースを活用した障がい者の総合福祉センターの設置については、前年度、現時点で設置予定は無いとのご回答でしたが、小学校の統廃合等が進み空き施設等も見受けられる中、現在の検討状況を教えていただくとともに、設置を検討する段階で広く市内の障がい者団体等の意見を聴取するよう要望する。

回答 障がい者の総合福祉センターの設置については、以前よりご要望いただいているところであります。
本市において、現時点においても設置の予定はありませんが、引き続き、障がいのある方への必要なサービス提供に努めてまいります。
なお、設置することになれば、大阪市身体障害者団体協議会等のご意見をお聞きしながら、進めてまいりたいと考えております。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8081

2.(項目)

市内に居住する働く障がい者が「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」や「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」を利用できるよう、大阪市においても「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を実施するよう要望する。

また、大阪市において設けられている視覚障がい者の移動支援同行援護の時間制限を緩和して、社会参加の機会を確保するよう要望する。

回答 重度障がい者への就業支援につきましては、国に先駆けて令和2年度より府市事業として実施してきたところですが、令和3年度は、国が地域生活支援事業として新たに創設した「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」として、令和3年12月より実施しております。

本事業は、重度障がい者等の通勤や職場等における支援について、雇用施策との連携により実施することとされており、企業が「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」や「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」などの障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用してもなお支障が残る場合や重度障がい者等が自営業者として働く場合等で、本市が必要と認めた場合に支援を行うこととしておりますので、本制度の周知等も含め、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、同行援護につきましては、18歳以上の障がい者は一月あたり51時間の支給基準時間を設けております。一月あたりの支給量については、面接等聞き取りにより生活状況や障がい状況の確認及び必要とするサービス時間を勘案し、支給基準時間の範囲内で決定することを基本としています。支給基準時間を超える場合は、区役所と福祉局で協議を行い、審査会に諮った後、区役所で支給決定することとなります。今後とも個々の状況を踏まえたサービス提供に努めてまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-7986

3.(項目)

一般のコロナ禍において、ワクチン接種申込情報やその他関連情報を得ることが障がい者にとって著しく困難であったことから、国における読書バリアフリー法施行や今年7月からの電話リレーサービスの公共インフラとしての開始を受けて、手話や点字、要約筆記等の障がい者のコミュニケーション手段のより一層の確保に努めるとともに、デジタル庁発足に象徴されるデジタル化社会に対応するため、デジタルデバイドを当事者団体の意見を踏まえて解消を図られるよう要望する。

合わせてここ数年、設置予定が無いとの回答が続いている「聴覚障がい者情報提供施設」の設置について改めて強く要望する。
また、大阪市や区役所ならびに関係機関、団体が開催する講演会、研修会等には要約筆記を付けるとともに、行政窓口等の各種手続きにおいても要約筆記の派遣をおこない、難聴者の「聞く権利」と「社会参加」をさらに進めるよう要望する。

回答 コミュニケーションの支援は障がい者支援の重要な課題であり、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や盲ろう者通訳・介助者の派遣を実施するとともに、人材養成として、手話通訳者、手話奉仕員及び点訳奉仕員の養成等を行っており、今後とも適切な支援を実施できるよう取り組んでまいります。

また、聴覚障がい者情報提供施設について設置予定はございませんが、引き続き大阪府等とも連携して、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターなども活用し、必要なサービスの提供に努めてまいります。

本市の要約筆記者派遣事業は、大阪市要約筆記者事業実施要綱に基づき派遣を行っており、令和元年10月からは、本市の各所属が当事業を利用することができることとしたことから、本市が実施する市民向けの会議等で要約筆記者の派遣が行われております。聴覚障がい者への情報保障の重要性に鑑み、福祉局といたしましては本市各所属に対して当事業を利用した積極的な要約筆記者の派遣を推進してまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8081

4.(項目)

今年3月に策定された「大阪市障がい者支援計画・第6期障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を着実に実行するよう要望する。

また、国においては施設から地域への移行が進められていることを注視しつつ、障がい者の高齢化や障がいの重度化および「親亡き後」に対応すべく、より一層、市内に住む障がい者サービスを必要とする障がい者・児が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けていけるよう、施策構築と施設整備をおこなうよう要望する。

回答 令和3年3月に策定しました「大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」が着実に実施出来るよう、障がいのある方や学識経験者等で構成する大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会において、委員の意見等を踏まえながら、継続的に計画の実施状況の把握・分析を行ってまいります。

また、本市では、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域生活支援拠点等として居住支援のための5つの機能の整備を進めています。国が示す機能のうち、「相談」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」に関しては、各区障がい者基幹相談支援センターの職員体制を強化するとともに、障がい者相談支援調整事業を実施することにより整備をしています。また、「緊急時の受入れ・対応」に関しては、障がい者夜間・休日等緊急時支援事業及び障がい者緊急一時保護事業を実施することにより整備をしています。

現在は、入所施設からの地域移行や親元等からの自立に向けた「体験の機会・場」を提供する機能に関して検討を進めています。今後は、すでに整備した各機能についても、障がいのある人が地域で安心して生活できるものとなるよう、その充実に努めてまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8071
福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-7999

5.(項目)

今回、東京パラリンピックが開催されたことによって、障がい者にとって社会参加の重要な契機ともなるパラスポーツの認知度がかつてないほど高まっていること、また、2025 デフリンピックの東京への招致活動が本格化し、デフスポーツへの関心も高まっていることから、それらの更なる振興・発展のため、また、障がい者の自立促進のため、老朽化した長居障がい者スポーツセンターは、廃止ではなく絶対に建て替えてくださるよう要望する。

回答 長居障がい者スポーツセンターは、「障がいのある方がいつでも一人で来館しても指導者や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことができる」という基本方針のもと、スポーツを通じて障がい者の自立と社会参加を目的として、昭和49年に全国で初めて開設した、障がい者専用のスポーツ施設です。

これまで、専門性の高い指導員を配置してスポーツ指導に当たるほか、各種スポーツ教室や競技大会の開催、スポーツクラブやボランティアの育成等にも先駆的に取り組み、平成9年に開設した舞洲障がい者スポーツセンターとともに、全国の障がい者スポーツの発展を牽引してまいりました。

今回、2020東京パラリンピック競技大会が開催されるなど、障がい者スポーツへの関心が高まる中、本市においても障がい者スポーツをより一層振興していく必要があります。

長居障がい者スポーツセンターは、開設から47年が経過し、老朽化が進んでいる中、今後も拠点施設としての役割を果たしていくため、先日の戦略会議において、建替えを決定しました。

今後は利用者の皆様をはじめ様々な方々のご意見を伺いながら、長居障がい者スポーツセンターの建替えについて検討を進めていきます。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8075

6-1(項目)

近年自然災害が多発していることから、災害時に障がい者が速やかに安全な場所に避難できるよう、予めその経路を調査し、実際に当事者を含めた避難訓練を市内全域でおこなうよう要望する。

また、電動車いすや音声パソコン等、避難所生活においてそれらを使用する障がい者にとって電源の確保は必須のものとなっています。大阪市において公用車の更新に当たっては、電気自動車の導入を積極的に図られ、災害時にはそれを避難所に配備することによって電源確保をするよう要望する。

回答 本市としましては、障がい者や高齢者などの要配慮者の方への避難対策として、地域の自主防災組織による避難所開設運営訓練などの各種防災訓練時に、避難場所までの経路の検証などを盛り込むとともに、実際に要配慮者の方も参加する訓練を実施しております。

今後とも避難支援の取り組みが効果的に進展するよう、区役所と連携して自主防災組織の活動を支援してまいります。

また、令和2年度末時点で、避難所となる小学校に非常用発電機を360台配備し、令和3年度には、避難所となる小学校以外の施設において、非常用発電機254台の配備が完了しております。

(担当) 危機管理室 危機管理課 電話:06-6208-7380

6-2(項目)

近年自然災害が多発していることから、災害時に障がい者が速やかに安全な場所に避難できるよう、予めその経路を調査し、実際に当事者を含めた避難訓練を市内全域でおこなうよう要望する。

また、電動車いすや音声パソコン等、避難所生活においてそれらを使用する障がい者にとって電源の確保は必須のものとなっています。大阪市において公用車の更新に当たっては、電気自動車の導入を積極的に図られ、災害時にはそれを避難所に配備することによって電源確保をするよう要望する。

回答 本市では、令和3年3月に「大阪市次世代自動車普及促進に関する取組方針」を策定し、公用車の導入方針として、公用車を新たに所有又は使用する際は、原則として次世代自動車を導入するとともに、乗用車については、電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)・燃料電池自動車(FCV)(以下「EV等」という。)を導入し、使用状況等からEV等を選択できない場合でも、ハイブリッド自動車(HV)を導入することとしております。

同方針の策定前においても、「大阪市公用車エコカー導入指針」(平成19年策定)及び「大阪市エコカー普及促進に関する取組方針」(平成30年策定)に基づき、公用車への電気自動車をはじめとするエコカーの導入に取り組んでおり、令和2年度末時点での公用車における電気自動車の保有台数は27台となっております。電気自動車は、外部給電器を接続することで、搭載している蓄電池から電力を家電機器等に供給することが可能となることから、今後、外部給電器の確保及び非常用電源としての活用について検討を進めてまいります。

(担当) 環境局 環境施策部 環境施策課 電話:06-6630-3218

7-1(項目)

コロナ禍において就労状況が悪化する中、今年3月から障がい者の法定雇用率が引き上げられたことを受け、大阪市が率先してこれを大きく上回る雇用をおこなうとともに、障がい者にとっての働きやすい職場環境への改善や就労意欲の涵養に取り組むよう要望する。

合わせて、就労支援継続事業所についてはコロナ後を見据えて、「障害者優先調達法」に基づく同施設等の受注拡大ならびに発注価格の増額等に、単に前年度を上回るだけでなく、それ以上の目標を掲げて大阪市の「調達方針」として策定するよう要望いたします。また、同法を活用して大阪市本庁や区役所等で視覚障がい者による三療業の実施および大阪市の電話業務に変わる視覚障がい者の職域確保として、大阪市総合コールセンターや水道局お客さまセンター等、大阪市がコールセンター業務を民間業者に委託する際に、視覚障がい者等を雇用することという文言を仕様書に記載していただけるよう要望する。

成年後見制度については、事務手続きの煩雑さや利用料についての様々な意見もあることから、それが改善と広報周知に大阪府として関係機関・団体と連携して努めるよう要望する。

回答 令和3年3月から地方公共団体の法定の障がい者雇用率については、2.5%から2.6%に引き上げられましたが、市長部局での障がいのある方の雇用率は、令和3年6月1日現在で2.68%となっております。

本市では、「障害者雇用促進法」の改正を踏まえ、令和2年4月に「障がい者活躍推進計画」を策定したところであり、今後も引き続き、障がいのある方の雇用促進及び障がいのある職員への職場環境の改善等の取組みに努めてまいります。

また本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)」第9条第1項の規定に基づき、本市における「障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」を毎年度、策定しているところです。

(担当) 人事室 人事課 人事グループ 電話:06-6208-7431

7-2(項目)

コロナ禍において就労状況が悪化する中、今年3月から障がい者の法定雇用率が引き上げられたことを受け、大阪市が率先してこれを大きく上回る雇用をおこなうとともに、障がい者にとっての働きやすい職場環境への改善や就労意欲の涵養に取り組むよう要望する。

合わせて、就労支援継続事業所についてはコロナ後を見据えて、「障害者優先調達法」に基づく同施設等の受注拡大ならびに発注価格の増額等に、単に前年度を上回るだけでなく、それ以上の目標を掲げて大阪市の「調達方針」として策定するよう要望いたします。また、同法を活用して大阪市本庁や区役所等で視覚障がい者による三療業の実施および大阪市の電話業務に変わる視覚障がい者の職域確保として、大阪市総合コールセンターや水道局お客さまセンター等、大阪市がコールセンター業務を民間業者に委託する際に、視覚障がい者等を雇用することという文言を仕様書に記載していただけるよう要望する。

成年後見制度については、事務手続きの煩雑さや利用料についての様々な意見もあることから、それが改善と広報周知に大阪府として関係機関・団体と連携して努めるよう要望する。

回答 本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)」第9条第1項の規定に基づき、本市における「障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」を毎年度、策定しているところです。

なお、前年度の令和2年度が新型コロナウイルス感染症を受け、実績が大きく下回ったことから、令和3年度における障がい者就労支援事業所等からの調達目標については、令和元年度を上回るよう、調達目標を設定し、全所属での発注の実施を目指し取り組むとともに、別途、調達可能な物品、役務の一例を示すなどにより、全所属あて通知し、目標達成に向け取り組んできたところです。

引き続き、障がいのある方の就労促進及び授産製品の販売促進に向け、取り組んでまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:6208-8072